

令和3年度八王子市農業委員会第8回総会会議録

- 1 開催年月日 令和3年11月29日 月曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時00分 まで
- 4 出席委員 (21名)

農業委員会委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 米 津 元 一 | 2 番 熊 澤 治 彦 |
| 3 番 馬 場 貴 大 | 4 番 中 西 伸 夫 |
| 5 番 原 島 元 義 | 6 番 有 竹 満 次 |
| 7 番 小 林 裕 恵 | 8 番 菱 山 史 郎 |
| 9 番 坂 本 真 一 | 10 番 田 中 政 博 |
| 11 番 美濃部 弥 生 | 12 番 峰 尾 達 雄 |
| 13 番 山 田 正 | 14 番 門 倉 豊 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 田 中 和 敏 |
| 17 番 内 田 茂 | 18 番 福 田 一 訓 |
| 19 番 三 上 正 治 | 20 番 町 田 裕 通 |
| 22 番 井 上 正 芳 | |

- 5 欠席委員 (1名)

21 番 石 川 研

- 6 事務局職員出席者

事務局長	山 崎 光 嘉	課 長	須 藤 文 夫
主 査	上 原 裕 之	主 査	篠 原 勝 久
主 任	萩 原 健 太	主 事	山 崎 美 知 代

令和3年度(2021年度)

八王子市農業委員会 第8回総会 議題

(令和3年11月29日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第5 農地法施行規則第94条に基づく照会にかかる意見書の提出について
- 第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第8 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について
- 第9 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第10 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第11 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

【報告案件】

- 第12 農地の権利取得の届出について
- 第13 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後2時00分開会》

議長 ただいまから、令和3年度八王子市農業委員会第8回総会を開会します。欠席通告のあった委員を報告します。第21番石川研委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
10月1日から10月31日までの届出分（15件）
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
10月1日から10月31日までの届出分（22件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。
（1件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありますか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。（願出地が農業経営を引き続き行っていること 15件、特定貸付けを引き続き行っていること 1件）

議長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第5「農地法施行規則第94条に基づく照会にかかる意見書の提出について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第5「農地法施行規則第94条に基づく照会にかかる意見書の提出について」を報告。

買受申込者の所在は長沼町。売払予定地は小津町にある2筆。土地の地目は共に畑、面積は1,294㎡。直近の農作業実績は年間240日。農地法第3条第2項について、第1号から第7号までの該当有無については、全て各号該当なし。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員

それでは、ご報告いたします。11月8日、事務局職員と当該農地の調査を行い、買受申込者から今後の営農計画について、今回、農地を買い受ける者として、ふさわしいかどうかという観点から聞き取りを行いました。当該地は国有農地であり、長い間買い手がいませんでしたが、国による売り払いが実施され、申請者が買受申込者となりました。買受申込者は、主に農業と福祉の発展に寄与することを目的として設立され、令和2年5月に戸吹町の農地を借りて新規就農を果たし、同年11月には中山の農地を取得し、経営規模を拡大しています。現在は、戸吹町で借りている農地と、取得した中山の農地で、露地野菜や果樹を栽培しており、収穫物は軒先販売しているそうです。ここで、買受申込者の農業従事者として、新しく農場長を埼玉県寄居町の法人から迎え入れたことをきっかけに、経営規模の拡大を検討していたとこ

ろ、当該農地の売り払い情報を知ったそうです。当該地は、緩やかな傾斜があるものの、日当たりはよく、一団の農地として活用しやすい場所です。今後は、小津町の1筆にハウスを設置しトマト栽培を行うほか、一方の筆ではレモンを植樹し、管理していくとのことでした。収穫量全体の増大を見据えて、JA八王子に相談しながら、販路の拡大も検討していくとのことでした。買受申込者は、新規就農して以来、着実に耕作面積を増やし、農地所有適格法人として、安定した農業経営を実践していますので、買受申込者として問題はないと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

議長 ございませんので進行します。お諮りします。第5については、これを提出することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、提出することに決定しました。

第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」について説明。利用権の設定を受ける者は、昨年11月の令和2年度第8回総会でも審議されている。

貸し手について、住所は高月町、利用権を設定する土地は高月町の土地6筆、計1,570㎡。利用権の種類は「賃借権」、契約期間は1年間。借賃は1年間60,000円。

主たる経営作目は野菜、マコモ、農業従事者は1人、農作業従事日数は年間240日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いします。

農業委員 それではご報告いたします。11月9日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、利用権の設定を受ける者の農場長から、今後の作付け計画等を伺いました。こちらは福祉作業所を運営する法人で、平成30年7月に新規就農者になり、障害者の就労や障害のある子どもたちへの農作業体験に力を入れています。最近では、施設の利用者に、草刈りなどの単純作業だけでなく、植え付けなどの作業にも取り組んでもらっているそうです。農場長やパートの職員の方々がしっかりと栽培の管理を行っており、ボランティア数名の協力もあるため、現地はきれいに作付けされていました。収穫した野菜はイーアス高尾に出荷するほか、運営する福祉施設の給食用の食材として活用しているそうです。また、スタッフの知り合いのカフェや保育園にも販売をしているそうです。当該地は、昨年11月の総会で1年間の貸し借りを決定したもので、ここで期間満了を迎えるため、更新の手続きを行うものです。高月町には、農業者の高齢化等により、耕作が十分にされていない農地があります。この法人のように、農地を探している農業者が多くいますので、農地の集約化を目指して、引き続き取り組んでいきたいと思っております。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員 契約期間についてですが、これだけの広い面積ですと、通常は5年ごとの契約だと思いますが、毎年1年ごとに契約更新をせずと続けていくということではよろしいでしょうか。1年ごとの契約では勿体ないように思います。

事務局 1年ごとの契約更新は、所有者の意向によるものです。必ずしも1年ごとの契約ということではないですが、年齢のことも考えてこれからを見据えて、1年ごとの契約更新が続く見込みになっています。

議長 ほかにご質問ありませんか。

議長 ございませんので進行します。お諮りします。第6については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」について説明。

貸し手について、住所は上柚木町、設定する土地は上柚木町の土地1筆、計558㎡。利用権の種類は「賃借権」、契約期間は5年間。

借り手について、住所は打越町、現況地目は畑。主たる経営作目は露地野菜、農業従事者は2人、農作業従事日数は年間310日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員 それでは、ご報告いたします。11月11日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。現地で借り手にご同行いただき、今後の営農計画をうかがいました。借り手は認定農業者であり、トマト、ダイコン、サトイモ等の露地野菜を中心に栽培し、配偶者と共に農業経営を行っています。今回、借り手は、八王子市の農地バンク制度を利用され、希望の条件を満たす農地と出会い、所有者との顔合わせを経て、貸借の合意が成立しました。

当該地の貸借の開始後は、土壌改良を行い、畑の状態を整えた後、サトイモやヤツガシラを作付けしていくとのことでした。収穫物はスーパーなどへ出荷するほか、配偶者が建築を計画されている農産物加工所へ納品し、加工販売をしていくとのことでした。借り手は家族で農業

経営をしており、知識や経験も豊富であるため、今回の貸借関係を成立させることに問題はないと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員 作付けについて、1年目はサトイモとヤツガシラ、2年目はカボチャ、ジャガイモとネギ、4年目はタマネギ、サツマイモなどとなっており、なかなか一貫性が無いようですが、このような作付けに理由はあるのでしょうか。

事務局 連作障害への対策として、このような計画になっているとのことですが、

議長 ほかにご意見ありませんか。

議長 ご意見ありませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第8「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第8「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」

貸し手について、住所は2人とも各々上壺分方町、設定する土地は上壺分方町の土地2筆、計2,070㎡。利用権の種類は「使用貸借権」、期間は5年間。農作業従事日数は年間310日。

借り手について、住所は打越町。農地面積は自作地が畑で5,573㎡、農作業歴は23年。

耕作の事業内容について、生産した農産物の5割以上を八王子市および隣接市で販売する計画としており、主たる経営作目は根菜類、葉採類、果菜類、農業従事者は1人、増員予定は農作業経験10年の2人。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員 それでは、ご報告いたします。11月12日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。現地で、借り受け人から、今後の営農計画をうかがいました。その際、土地所有者のお2人にも立ち会っていただきました。審議案件7と重複しますが、借り手は認定農業者であり、トマト、ダイコン、サトイモ等の露地野菜を中心に栽培し、配偶者と共に農業経営を行っています。今回、借り手は八王子市の農地バンク制度を利用され、希望の条件を満たす農地と出会い、所有者との顔合わせを経て、貸借の合意が成立したとのこと。当該地の貸借の開始後は、カボチャ、トマト、レタス等を作付けし、畑の状態を見極めながら、根菜類も作付けしていきたいとのこと。審議案件7と同様に、収穫物はスーパーなどへ出荷するほか、配偶者が建築を計画されている農産物加工所へ納品し、加工販売をしていくとのことでした。

借り手は家族で農業経営をしており、知識や経験も豊富であるため、今回の貸借関係を成立させることに問題はないと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

議長 ございませので、進行します。お諮りします。第8については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。

第9「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」 買取申出生産緑地は檜原町の畑4筆、3,519㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は櫛原町、申出者との続柄は「妻」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和3年9月15日」、年齢は「77歳」、年間従事日数は「300日」。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員 それでは地区の担当委員としてご報告いたします。11月8日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の配偶者は代々農家の家に生まれ、両親の手伝いをしながら中学校卒業後、本格的に農業に携わり始めました。その後、夫が婿入りし、家族で農業に従事してきました。畑ではネギ、コマツナ、ホウレンソウ等の露地野菜を栽培し、収穫物は、農協の園芸センターや片倉の市場に出荷していました。配偶者は亡くなる直前まで農業に従事していましたが、肺の病気により突然倒れ、3～4日入院した後、令和3年9月15日に77歳で亡くなりました。今回の調査により元気だった頃は、生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

議長 ございませぬので、進行します。お諮りします。第9については、これを証明することにご異議ございませぬか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第10「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第10「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」
買取申出生産緑地は滝山町一丁目の土地1筆、330㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は滝山町一丁目、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和3年4月13日」、年齢は「86歳」、年間従事日数は「300日」。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員 それでは地区の担当委員としてご報告いたします。11月9日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者である子、願出者の母にお話を伺いました。願出者の父は主にナス、キュウリの露地野菜を栽培していました。収穫物は北野の市場や道の駅八王子滝山に出荷していました。令和元年に前立腺がんを患い、通院をするようになりました。前立腺がんを患ったあとも農作業に従事していましたが、令和3年3月に体調不良により入院し、肺の疾病により令和3年4月13日に86歳で亡くなりました。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

議長 ございませぬので、進行します。お諮りします。第10については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。

なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明が出されたのち、買取申出がされた土地は農業者が優先して取得できます。取得希望者がいましたら、斡旋してください。事務局で対応します。

第11「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第11「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」

被相続人について、住所は滝山町一丁目、耕作面積は 3,409.39 m²。
相続開始年月日は令和 3 年 4 月 13 日。
相続人について、住所は滝山町一丁目、年齢 86 歳、被相続人との続柄は「妻」。適用を受けようとする農地は滝山町一丁目にある 1 筆、538 m²。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は昭和 37 年 10 月 1 日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員 それではご報告いたします。11 月 9 日、事務局と現地を確認するとともに、願出者と願出者の長女からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする申請地は滝山町一丁目にある生産緑地指定を受けている農地です。当該生産緑地ではナスが作付けされていました。収穫物は、今までと同様に道の駅はちおうじ滝山に出荷するとのことでした。願出者は、夫が家業である農業を継いだ昭和 37 年 10 月から農作業を手伝っており、農業技術や農業知識に関して問題はありませんので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

議長 ございませぬので、進行します。お諮りします。第 11 については、これを証明することにご異議ございませぬか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。

第 12「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 12「農地の権利取得の届出について」を報告。（6 件）

議 長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。
第 13「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告し
ます。事務局より報告願います。

事務局 第 13「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。
(2 件)

議 長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。

議 長 質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録に署名いただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第 12 番 峰 尾 達 雄 委 員

第 13 番 山 田 正 委 員

を指名します。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、令和 3 年度八王子市農業委員会第 8 回総会を閉会
します。

《 午後 3 時 0 0 分閉会 》